

北海道告示第10495号

北海道立総合博物館条例（平成26年北海道条例第91号）第11条第3項の規定により、次のとおり利用料金の額を承認した。

令和6年3月25日

北海道知事 鈴木直道

- 1 施設の名称
北海道立総合博物館
- 2 指定管理者
一般財団法人北海道歴史文化財団
- 3 利用料金の額

(1) 本館において常設展示を観覧する場合

区 分	利用料金の額	
	個人	10人以上の団体
1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	300円	1人につき 200円
2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	800円	1人につき 600円
3 通年利用する者 〔購入日より1年間有効（購入月の月末まで有効） ただし、有効期間の最終日は令和10年3月31日とする。〕	1人につき1,500円	

(2) 本館において特別展示を観覧する場合

区 分	利用料金の額	
	個人	10人以上の団体
1 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	0円	1人につき 0円
2 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	350円	1人につき 250円
3 1及び2以外の者（学齢に達しない者を除く。）	1,000円	1人につき 850円

(3) 本館において常設展示及び特別展示を併せて観覧する場合

区 分	利用料金の額	
	個人	10人以上の団体
1 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	0円	1人につき 0円
2 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	600円	1人につき 400円
3 1及び2以外の者（学齢に達しない者を除く。）	1,600円	1人につき1,400円

(4) 本館において携帯用展示解説器を利用する場合 1回につき 300円

(5) 本館の特別展示室を利用する場合 1日につき 72,210円

(6) 開拓の村に入場する場合

区 分	利用料金の額	
	個人	10人以上の団体
1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	夏期	1,000円 1人につき 800円
	冬期	1,000円 1人につき 800円
2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	夏期	1,000円 1人につき 800円
	冬期	1,000円 1人につき 800円
3 通年利用する者 〔購入日より1年間有効（購入月の月末まで有効） ただし、有効期間の最終日は令和10年3月31日とする。〕	1人につき1,800円	

(7) 開拓の村の馬車鉄道又は馬そりを利用する場合

区 分	利用料金の額
1 3歳以上15歳未満の者	1人1回につき 250円
2 15歳以上の者	1人1回につき 250円

(8) 北海道百年記念塔前駐車場又は北海道開拓の村前駐車場を利用する場合

区 分	利用料金の額
1 バス	1回1日につき 0円
2 乗用車	1回1日につき 0円
3 自動二輪車（原動機付自転車を含む。）	1回1日につき 0円

(9) 本館（常設展示）の観覧と開拓の村の入場を併せた場合

区 分	利用料金の額
1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	1,000円
2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1,400円
3 通年利用する者 〔購入日より1年間有効（購入月の月末まで有効） ただし、有効期間の最終日は令和10年3月31日とする。〕	1人につき2,600円

2 期 間

令和6年（2024年）4月1日から